

令和8年（2026年）7月23日

こども・若者の居場所づくり事業『youth テラス』の整備について

令和8年8月に市役所エントランス棟3階に、こども・若者の居場所「youth テラス」を設置します。木製のテーブルや椅子、フリーWi-Fiを設置し、こども達が安心して過ごせる居場所として多くの方にご利用いただくものです。

記

1 「こども・若者の居場所づくり」の考え方

(1) 趣旨・背景

こどもが成長していく上で居場所は不可欠であることから、国は令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定しました。この指針は、こども基本法に則り全てのこどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、自己肯定感を高め、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現することを理念としています。

また、この指針では、市町村に対して量・質の両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進することを求めています。

(2) 本市の対応

従来のこども対象の公共施設のみにとらわれることなく、既存の公共施設においても、地域に多くのこども・若者の居場所を整備、確保するために、こども・若者へのニーズ調査結果を踏まえた居場所づくりを推進する。

《方向性》

活動内容や目的が固定されない、自由度の高い空間へのニーズ

（要素：友達と楽しく過ごせる、自習できる、休める、小腹を満たせる など）

⇒ 市内公共施設に、こども・若者の居場所スペースを確保し、テーブル、椅子等の配置や充電用コンセント、フリーWi-Fiを設置するほか、飲食を可能となるよう努めるものとする。

《参考：市内公共施設における主なこども・若者の居場所》

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・市役所エントランス棟2階 | 市民ラウンジ |
| ・児童館 | コスモス集会室・ヒマワリ学習室 |
| ・各地区センター・公民館 | 会議室、スタディコーナー など |

2 『youth テラス』の整備概要

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 整備場所 | 市役所エントランス棟3階の一部 |
| (2) 整備内容 | カウンターテーブル（電源付き） 2基 |
| | テーブル 4基 |
| | 椅子 28脚 |
| | フリーWi-Fi 1台 |
| (3) 使用開始 | 令和8年8月予定 |

（※イメージ）



【問合せ】

○こどもの居場所全体に関すること

こども政策課長 関 泰輔

TEL：048-963-9165

○youth テラスの設置に関すること

庁舎管理課長 篠崎 康雄

TEL：048-963-9134